

短期特例保育事業 利用案内

事業内容	保護者が病気・出産等の利用要件に該当し、日中一時的に保育できないとき、他に保育する方がいない場合に保護者に代わって保育する事業		
対象児童	中野区在住の生後57日から6歳（小学校就学前）の健康で集団生活が可能なお子さん ※ 限られた職員数で集団保育を行います。安全に保育を行う為、健康状態・発達状態などによっては預かりできません。ご了承ください。		
保護者の要件	(1) 中野区在住のお子さんを家庭で養育している者であること (2) 保護者が病気・出産のため入院するとき (3) 保護者の親族が入院するため、その付添看護にあたる時 (4) 保護者が死亡・行方不明等で不在になったとき (5) 保護者が災害等による復旧作業に従事するとき (6) その他、上記に準ずる場合で短期特例保育の必要があると認められるとき		
実施施設	対象年齢	実施施設	利用定員
	生後57日～6歳 (小学校就学前)	①専用室型保育園 区立 2園 私立 9園(認定こども園含) (別紙一覧参照)	別紙
		②欠員利用型保育園 区立 14園 (別紙一覧参照)	別紙
			利用期間
		月曜日～土曜日(日・祝日年末年始を除く) 基本時間 8時30分～17時 時間外 7時30分～8時30分・17時～18時 1回の申請につき、土・日・祝日含め1か月以内	
		月曜日～金曜日(日・祝日年末年始を除く) 基本時間 8時30分～17時 時間外 7時30分～8時30分・17時～18時 1回の申請につき土・日・祝日含め1か月以内(月をまたがってのご利用はできません)	
① 一時保育専用室がある施設 ② 本町・弥生以外の区立保育園で、お子様の年齢の該当クラスに欠員が生じた場合、各園最大1名までお預かりします。 ※1歳未満のお子様は時間外の利用はできません。			
利用方法	《ご利用の流れ》 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">申込み</div> ⇒ <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">面接</div> ⇒ <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ご利用</div> ※申し込みは来所のみです。電話不可 【申込み】 (1) 利用申請書及び必要書類を提出 ・保護者の要件に該当する事を確認できる書類[入院計画書/診断書(入院の期間記載)等] ・利用料減額、免除世帯は、前年度分所得税・前年度住民税の課税資料(利用料詳細裏面) ※中野区で課税、非課税が決定されている方は不要です。 ※申込み時、課税状況の確認ができない場合は、基本料金(1人1日、1,200円)と判断します。 ・食物アレルギーがあるお子さんは診断書、指示書、検査結果等の書類が必要です(コピー可) 区立園→申込み時提出 私立園→面接時に提出 (2) 申込場所 ①中野区役所3階「子ども総合相談窓口」 月～金 8時30分～17時 ②各すこやか福祉センター 月～金 8時30分～17時 ※(2)②の場合平日17時～19時・土曜日は申請書受取りのみで手続きは翌開庁日となります。 (3) 申込期間 利用日の1か月前(「欠員利用型保育園」は、利用日の1週間前)から利用日前日の正午まで ※申込開始日が土・日・祝日にあたる場合は直前の開庁日 (例)利用日が10/31の場合、9/30から申込可能(9月には31日がないため)。 なお、9/30が土曜日の場合、直前の開庁日である9/29から申込可能。 【面接】 利用日の前日までに、お子さんと一緒に面接をしていただきます。 (面接日は直接利用園と決めていただきます。その際面接時の持ち物をご確認ください。) 【利用変更】 ご利用前で利用園に空きがある場合のみ可能です。		
問合せ先	中野区役所3階 (子ども相談窓口) 子育てサービス担当 電話 03-3228-5612 〒164-8501 中野区中野4-8-1 FAX 03-3228-5657		



短期特例保育事業 利用案内(詳細内容)

【利用料金】

前年度分所得税、前年度住民税

利用料金 (1人1日につき)	保護者の課税区分	基本時間 午前8時30分～午後5時	時間外 ①午前7時30分～8時30分 ②午後5時～6時
	A 生活保護世帯・裁判員制度等対象世帯	0円	※裁判員制度等対象世帯は無料
B 所得税非課税・住民税非課税	0円		
C 所得税非課税・住民税課税	600円		
D 所得税課税世帯	1,200円		
※基本時間の枠を超えた時間でのお預かり・引取りは、時間外料金が加算されます。			
給食 (離乳食・ミルク含む)		300円	
おやつ		100円	
支払い方法	区立 後日送付される納付書で、お近くの地域事務所または、金融機関でお支払ください。	私立	利用保育園に直接お支払ください。

(1) 区立保育園 期限までに納付がない場合、次回以降の利用をお断りする場合があります。

(2) 園のオムツ・衣類・身の回りに必要なものなどを使用した場合は、別途保護者の負担となります。

(3) 寡婦(寡夫)控除のみなし適用を実施しています。(適用開始日平成28年4月1日)



【出産要件で短期特例を利用する場合】

ご利用パターン	利用期間	制限
○ 出産予定日前	← 利用 → 出産予定日	土・日・祝日含め30日以内
○ 出産予定日前後	← 利用 → 出産予定日 ← 利用	産前・産後合計日数は、土・日・祝日含め30日以内
○ 出産予定日後	出産予定日 ← 利用	土・日・祝日含め30日以内

【受入】 ◎前日・当日のお子さんが体調不良の場合は、お預かりできませんので予めご承知ください。

- ・前日まで下痢、嘔吐があった。・前日まで入院をしていた。・前日まで発熱、感染症に罹っていた。
- ・熱はないが、咳をしている。・骨折等でシーネ、ギプス等をしている。 など

【災害時の引き渡し】

- ・お子さんの安全確保のため、面接時に確認をさせていただき緊急連絡先に記載のある方からの引き渡しです。
- ・引き渡しの際にはご本人確認ができる者をご提示いただきます。ご了承ください。

【利用の変更・取り直し】

- ・原則利用日の変更はできません。(改めて申請をしていただきます。)
- ・利用日の取り直し・時間変更の連絡は「子育てサービス担当」「すこやか福祉センター」へ連絡してください。
- ・連絡なしのキャンセルをされた場合、次回ご利用のお断りをする場合があります。

【お願い】 ※登園 お迎えのお時間はお守りください。

平成30年 9月改定